

令和6年度 公文書開示（9月決定分）

[illegible]

令和6年度 公文書開示（9月決定分）

[illegible]

令和6年度 公文書開示（9月決定分）

[illegible]

令和6年度 公文書開示（9月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定） 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
10	R6. 7. 27	R6. 9. 4	・ 令和5年度東京都立高島特別支援学校小学部第50回中学部第47回卒業式実施要項 ・ 令和5年度東京都立高島特別支援学校小学部第50回中学部第47回卒業式司会進行表 ・ 令和5年度東京都立高島特別支援学校小学部第50回中学部第47回卒業式会場・座席図 ・ 令和5年度東京都立高島特別支援学校小学部第50回中学部第47回卒業式係分担表 ・ 式次第 ・ 職務命令書 ・ 令和6年度東京都立高島特別支援学校小学部第51回中学部第50回入学式実施要項 ・ 令和6年度東京都立高島特別支援学校小学部第51回中学部第50回入学式司会進行表 ・ 令和6年度東京都立高島特別支援学校小学部第51回中学部第50回入学式会場・座席図 ・ 令和6年度東京都立高島特別支援学校小学部第51回中学部第50回入学式係分担表 ・ 式次第 ・ 職務命令書	31	1															都立高島特別支援学校
11	R6. 7. 10	R6. 9. 6	・ 支出・契約に係る文書（東部Ⅰ）（東部Ⅱ）（中部）（西部） ・ VLP（バーチャル・ラーニング・プラットフォーム）に係る文書 ・ （東部Ⅱ）拠点での生徒受け入れに係る原議 ・ 生徒から提出された利用登録書及び個人情報の取扱に関する同意書 ・ 合同連絡会開催通知及び配布資料一式 ・ 5類感染症への移行後の学びのセーフティネット事業における新型コロナウイルス感染症対策について（依頼） ・ 学びのセーフティネット（学習支援・居場所づくり）事業委託」に係る仕様書の変更について（東部Ⅰ、東部Ⅱ、中部、西部） ・ 提案書審査に係る技術審査会に係る文書 ・ （東部Ⅱ）の支援場所変更に係る原議 ・ 参考見積書	1169		1					1	1	1	1	1				【委託先法人の印影及び口座情報】 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼす恐れが認められるため（東京都情報公開条例第7条第4号に該当） 【委託契約額の内訳、見積書、入札参加者の電話番号】 【仕様書様式1（実施計画書）・様式2（業務報告書）・様式3（実績報告書及び業務報告書）により委託先法人から提出された資料の一部】 法人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより法人の競争上の地位を損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号に該当） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当） 【契約目途額・予定価格・入札書比較価格・入札金額・法定福利費】 公にすることにより、契約事務の適正・公平な遂行に支障を及ぼすおそれが認められるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当） 【事業実施場所の住所】 本事業は、不登校や中途退学等の困難な課題を抱える生徒を対象としているところ、実施場所の住所を公にすることにより、利用者の安全及び適切な支援に支障を及ぼすおそれが認められるため（東京都情報公開条例第7条第4号及び第6号に該当）	教育庁地域教育支援部生涯学習課
12	R6. 8. 26	R6. 9. 9	都教育委員会が2001年5月に実施した人事考課導入後、その成果と課題を当時の小中郡立学校の校長、教頭に調査した結果の文書 東京都教育委員会『人事評価制度の実施状況に関する調査の集計結果における成果と課題』（2001年）					1											当該公文書は、すでに廃棄されており存在しないため。	教育庁人事部職員課

令和6年度 公文書開示（9月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定） 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
13	R6.9.2	R6.9.10	令和6年度東京都公立学校教員採用候補者選考（7年度採用）第1次選考 問題 ●小学校全科 ●小学校全科（英語コース） ●特別支援学校 小学部 ●中・高共通 国語 ●特別支援学校 中・高 国語 ●中・高共通 地理歴史 ●中・高共通 公民 ●中・高共通 英語 ●特別支援学校 中・高 英語 ●小・中共通 中・高共通 音楽 ●特別支援学校 音楽 ●小・中共通 中・高共通 美術 ●特別支援学校 美術 ●高等学校 水産 令和6年度東京都公立学校教員採用候補者選考（7年度採用）第1次選考 解答用紙 ●教職教養 ●専門教養 ●論文	263	1															教育庁人事部試験課
14	R6.9.10	R6.9.24	東京都教員採用試験に合格した者の出身大学（人数）を経年で比較したい。なお、中・高については、教科別とする。 経年比較については、10年おき程度で構わないので、仮に2023年度実施のものがあるとすれば、2013年、2003年、1993年、などの抽出で良い。 方法1. 各年度の受験者について、出身大学（院）別の合格人数のわかるものを開示いただく。これを小・中・高におけるもので開示いただければ趣旨を満たす。					1											請求に係る公文書については、作成及び取得しておらず存在しないため	教育庁人事部選考課
15	R6.9.12	R6.9.25	【改訂】 都立墨東特別支援学校医療的ケア実施要領	26	1															都立墨東特別支援学校
16	R6.8.1	R6.9.25	・2022年度子供を笑顔にするプロジェクト実施報告書 ・2022年度子供を笑顔にするプロジェクト実施報告書② ・子供を笑顔にするプロジェクト詳細協定に係る支出① ・子供を笑顔にするプロジェクト詳細協定に係る支出② ・子供を笑顔にするプロジェクト詳細協定に係る支出③	17	1															教育庁指導部管理課
17	R6.9.15	R6.9.27	4 中特支第1656号「令和5年度 医療的ケア実施申請書・指示書の依頼、気管カニューレ事故抜去時の対応について（依頼）」	6		1					1								東京都情報公開条例第7条第2号に該当 主治医の氏名、所属病院名及び診療科並びに生徒の学部（課程）・学年、氏名、生年月日、保護者氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため	都立中野特別支援学校

令和6年度 公文書開示（9月決定分）

					決定区分					（根拠規定） 条例7条										
月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
18	R6. 7. 29	R6. 9. 27	東京都立田園調布高等学校 学校危機管理計画（令和6年4月1日）	30		1					1		1		1				【個人の携帯電話、自宅から学校までの直線距離が分かる情報、産業医の氏名及び連絡先】 当該情報は、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため。（東京都情報公開条例第7条第2号） 【学校危機管理担当者】 当該情報は、公にすることにより、当該担当者に対する外部からの不当な干渉、圧力等により学校運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（東京都情報公開条例第7条第6号） 【不審者侵入防止に関する情報】 当該情報は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立田園調布高等学校
19	R6. 7. 31	R6. 9. 27	スクールカウンセラー（SC）等の実態調査について（令和4年度）	2	1															教育庁指導部管理課
20	R6. 7. 31	R6. 9. 27	「令和5年度スクールカウンセラー活用事業報告」及び「令和6年度活用計画」	124		1					1			1					・担当者名 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため。（東京都情報公開条例第7条第2号） ・1（2）令和6年度の実施予定について 検討段階の情報であり、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。（東京都情報公開条例第7条第5号） ・2（1）令和5年度の成果と課題 検討段階の情報であり、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。（東京都情報公開条例第7条第5号） ・2（2）上記の課題解決に向けた令和6年度の取組や工夫 検討段階の情報であり、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。（東京都情報公開条例第7条第5号） ・3（1）スクールカウンセラー等雇用実人数（単位：人） 検討段階の情報であり、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。（東京都情報公開条例第7条第5号）	教育庁指導部管理課